

研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人脳血管研究所(以下「当財団」という。)の公正な研究活動を推進するとともに研究活動上の不正行為(以下、単に「不正行為」という。)の防止及び不正行為が生じた場合の適正な対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不正行為

- ① 当財団の研究者等又は研究者であった者が当財団在籍中に行った故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
 - ・ 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - ・ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ・ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等

当財団において研究活動に従事する役員及び職員並びに当財団の施設を利用して研究を行う者をいう。

(3) 部門

組織及び職位に関する規程第 2 条に定める法人本部、病院、老健施設及び在宅局をいう。

(4) 部門統括責任者

組織及び職位に関する規程第 3 条、第 6 条、第 21 条及び第 24 条に定める法人本部長、病院長、施設長及び局長をいう。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間(資料は 10 年間、試料等は 5 年間)適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第 2 章 不正防止のための体制

(統括責任者)

第 4 条 理事長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止に関し、当財団全体を統括する権限と責任を有する者として公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(部門統括責任者)

第 5 条 部門統括責任者は、所管部門における研究倫理の向上及び不正行為の防止に関する責任者として公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(研究倫理教育統括責任者)

第 6 条 理事長は、研究倫理教育統括責任者を置き、倫理審査委員会規程第 6 条に定める倫理審査委員会委員長をこれに充てる。

2 研究倫理教育統括責任者は、研究者等に対し研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第 3 章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第 7 条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、人事・総務部に受付窓口を置く（以下「告発窓口」という。）。

2 当財団における告発窓口の責任者は、組織及び職位に関する規程第 5 条第 2 項に定める人事・総務部長（以下「人事・総務部長」という。）とする。

3 告発窓口、告発及び相談の方法その他必要な事項は、当財団のホームページ等で公表する。

(告発の受付体制)

第 8 条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、理事長と協議の上、これを受け付ける。

4 告発窓口の責任者は、告発を受付けたときは速やかに理事長に報告し、理事長は、当該告発に関係する部門の統括責任者にその内容を通知する。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知する。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、

理事長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第 9 条 不正行為の疑いがあると思料する者で告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談することができる。

2 告発窓口は、告発の意思を明示しない相談があったときは、その内容を確認し相当の理由があると認めるときは相談者に対し告発の意思の有無を確認する。

3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、理事長に報告する。

4 第 3 項の報告があったときは、理事長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行う。

(告発窓口の職員の義務)

第 10 条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前 2 項の規定は、告発の相談についても準用する。

第 4 章 関係者の取扱い

(秘密の保持)

第 11 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 理事長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 理事長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 理事長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第 12 条 部門統括責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 当財団に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 理事長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則等に従って、その

者に対して処分を課することができる。

- 4 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第 13 条 当財団に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 理事長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則等に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第 14 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。
- 2 悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 3 理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 4 理事長は、前項の処分が課されたときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関(以下「該当する資金配分機関」という。)及び関係省庁 に対して、その措置の内容等を通知する。

第 5 章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第 15 条 第 8 条に基づく告発があった場合又は当財団がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、理事長は研究者等が所属する部門統括責任者に、予備調査の実施を指示しなければならない。
- 2 前項の指示を受けた部門統括責任者は、予備調査の対象者に対し予備調査に必要な書類等の提出を求めるとともに関係者の事情聴取を行わなければならない。また、必要に応じ証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等の保全措置をとらなければならない。
- 3 理事長は、対象となる不正行為の疑いのある事案に部門統括責任者が関与している可能性が高いと認められるときは、他の者に予備調査の実施を指示することができる。

(予備調査の方法)

- 第 16 条 部門統括責任者は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予後調査を実施する。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場

合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

(本調査の決定等)

第 17 条 部門統括責任者は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を理事長に報告し、理事長はこれを踏まえ直ちに本調査を行うか否かを決定する。

2 理事長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

3 理事長は、本調査を実施することを決定したときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告する。

4 理事長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、該当する資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存する。

(調査委員会の設置)

第 18 条 理事長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、その過半数を当財団に属しない外部有識者にしなければならない。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 部門統括責任者
- (2) 人事・総務部長
- (3) 当該研究分野の専門知識を有する外部有識者
- (4) 法律の専門知識を有する外部有識者
- (5) その他理事長が指名する者

4 前項の規定にかかわらず、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者並びに対象となる不正行為に関与している可能性が高いと認められる者は、調査委員会委員としてはならない。

5 調査委員会の委員長は、第 3 項第 1 号に掲げる者のうち被告発者の属する部門の統括責任者を、副委員長は委員のうちから委員長の指名する者をこれに充てる。ただし、前項の規定により該当者が委員とならない場合は、理事長が指名する委員を委員長又は副委員長に充てる。

6 調査委員会の庶務は、委員長が指定する組織において行う。

(本調査の通知)

第 19 条 理事長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、理事長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 理事長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 20 条 調査委員会は、本調査を行うことを決定した日から起算して 30 日以内に本調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者の事情聴取等により本調査を行う。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し再実験等の方法によりその再現性を求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障する。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 21 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第 22 条 調査委員会は、本調査を行うにあたり告発された事案に係る研究活動に関し証拠となる資料及びその他の関係書類の保全措置をとる。
- 2 告発された事案に係る研究活動の行われた研究機関が当財団でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して証拠となる資料及びその他の関係書類の保全措置をとるよう当該研究機関に依頼する。
 - 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 23 条 理事長は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を該当する資金配分機関及び関係省庁に提出する。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 24 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第 25 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 20 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

- 第 26 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内 に調査した内容をまとめ、不正行為の有無、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して理事長に申し出て、その承認を得る。
 - 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨を認定する。
 - 4 調査委員会は、前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 調査委員会は、本条第 1 項及び第 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第 27 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第 28 条 理事長は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知する。被告発者が当財団以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 理事長は、前項の通知に加えて、調査結果を該当する資金配分機関及び関係省庁に報告する。
 - 3 理事長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が当財団以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第 29 条 不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。理事長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、

調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 前項に定める新たな調査委員は、第 18 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名するとともに、第 19 条各号に準じた手続を行う。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
- 7 理事長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知する。また、該当する資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第 30 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告する。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して理事長に申し出て、その承認を得る。
 - 4 理事長は、本条第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知する。被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者が当財団以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、該当する資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第 31 条 理事長は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。
- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、当財団が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。
 - 3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。
- 6 理事長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第 7 章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第 32 条 理事長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 理事長は、該当する資金配分機関又は関係省庁から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

(研究費の使用中止)

- 第 33 条 理事長は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第 34 条 理事長は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を理事長に行わなければならない。
 - 3 理事長は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(措置の解除等)

- 第 35 条 理事長は、不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 理事長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(処 分)

- 第 36 条 理事長は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令、就業規則等に従って、処分を課す。
- 2 理事長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

- 第 37 条 本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、理事長は、必要に応じ

て、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとる。

2 理事長は、関係する部門統括責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 理事長は、第 1 項及び第 2 項 に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告する。

(委 任)

第 38 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する。

2 公益財団法人脳血管研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程（平成 29 年 5 月 20 日制定）は廃止する。